



鳥取県公報

令和2年3月27日（金）
号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 （12）（消防防災課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（13）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・ 6 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（14）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・ 8 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（15）（〃）・・・・・・・・・・・・・・ 19 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（16）（〃）・・・・・・・・ 21
◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（1）（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・ 24 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（2）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・ 26

公布された規則のあらまし

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

全ての市町村における特別事業に係る交付金の額の総額が予算で定める額に満たない場合の交付金の配分方法を見直す。

2 規則の概要

- (1) 全ての市町村における特別事業に係る交付金の額の総額が予算で定める額に満たない場合においては、その差額を調整交付対象市町村への調整交付額として交付しないこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方税法の一部が改正され、国民体育大会の公式の練習のためのゴルフ場の利用並びに国際競技大会及びその公式の練習のためのゴルフ場の利用が非課税とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) ゴルフ場利用税に係る納入申告書の様式について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改めるとともに、新たな職を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

- ア 令和新時代創造本部に部内局として政策戦略監を、地域づくり推進部にスポーツ振興局を置く。
- イ 令和新時代創造本部政策戦略監に新時代・SDGs^{エスディージーズ}推進課及び総合統括課を置く。
- ウ 総務部情報政策課に次世代戦略室を置く。
- エ 地域づくり推進部スポーツ振興局にスポーツ課及び関西ワールドマスターズゲームズ推進課を置く。
- オ 生活環境部に低炭素社会推進課を置く。
- カ 米子児童相談所に判定課及び一時保護課を置く。
- キ 内部組織、所掌事務及び附属機関について所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

政策戦略監、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、危機管理情報官及び副館長

イ 廃止する職

第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長、大山開山1300年祭鳥取県本部長、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長、スポーツ振興監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長及び大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長

- (3) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正
日本の国籍を有しない者を任用できない公の意思の形成への参画に携わる職に危機管理情報官を加え、スポーツ振興監を削る。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。
 - イ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の改正を行う。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 会計年度任用職員の設置に伴い、所要の規定の整備を行う。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 規則の改正理由
退職手当の調整額を支給する者に義務教育学校の副校長を追加する等の所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 退職手当の調整額の算定に係る職員の区分が第5号である者に教育職給料表(2)の適用を受けていた者であって、管理職手当の区分が特6種であるものを加える。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する第4条の2第2項の規定により適当と決定された事業（以下「特別事業」という。）及び別表に掲げる事業であって本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が<u>充当されないもの</u>（以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額を全ての調整交付対象市町村における同号の額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額（対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から基準額を減じた額を上限とする。）とする。</p> <p>(1) <u>対象事業のうち特別事業でないものに係る本交付金の予算額から全ての市町村の前項第2号に掲げる額の合計額を減じた額</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表（第2条、第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事業の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">交付金算出基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「事業割額」とは、<u>対象事業のうち特別事業でないものに係る本交付金の予算額</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p>	事業の種類	交付金算出基礎額	略		<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する第4条の2第2項の規定により適当と決定された事業（以下「特別事業」という。）及び別表に掲げる事業（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が<u>充当される事業を除く。</u>以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額を全ての調整交付対象市町村における同号の額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額（対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から基準額を減じた額を上限とする。）とする。</p> <p>(1) <u>予算で定める本交付金の総額から全ての市町村の基準額の合計額を減じた額</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表（第2条、第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対象事業</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">交付金算出基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「事業割額」とは、<u>予算で定める本交付金の総額から2,700万円を減じた額</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p>	対象事業	交付金算出基礎額	略	
事業の種類	交付金算出基礎額								
略									
対象事業	交付金算出基礎額								
略									

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、令和2年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、令和元年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第60号様式を次のように改める。

第60号様式（第42条関係）

受 付 印			※ 処 理 事 項	入力確認	精査検算	課税番号	調定事由
年 月 日	特別 徴 収 義 務 者	住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)					
		氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名)		①			
職 氏名 様	経 営 施 設	所 在 地					
		名 称					
電 話 番 号		自 宅		経 営 施 設			

年 月 ゴルフ場利用税 納入申告書

区 分	利 用 人 員 ①	税 率 ②	税 額 ①×②
通 常 の 利 用	人	円	円
特 例 の 利 用	年 齢 6 5 歳 以 上 7 0 歳 未 満 の 者	人	円
	ね ん り ん ピ ッ ク 等 の 出 場 選 手	人	円
	国 民 体 育 大 会 に 準 ず る 競 技 会 の 競 技 及 び そ の 競 技 会 に つ い て 指 定 さ れ た 練 習 日 に お け る 練 習 の た め に 利 用 す る プ ロ ゴ ル フ ェ ー 以 外 の 選 手	人	円
	早 朝 ・ 薄 暮	人	円
	小 計	人	円
非 課 税 の	年 齢 1 8 歳 未 満 の 者	人	
	年 齢 7 0 歳 以 上 の 者	人	
	障 が い 者	人	
	国 民 体 育 大 会 及 び そ の 公 式 の 練 習 の た め に 利 用 す る 選 手	人	

利 用	学 生 等	人		
	国際競技大会及びその公式の練習の ために利用する選手	人		
	小 計	人		
計		人	円	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前のゴルフ場の利用に係るゴルフ場利用税の申告については、改正前の鳥取県税条例施行規則第60号様式（次項において「旧様式」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める様式として使用することができる。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 総務部の所管に属する機関</p> <p>第1款 公文書館(第29条—<u>第33条</u>)</p> <p>第2款 県税事務所(<u>第34条</u>・<u>第35条</u>)</p> <p>第3款 人権ひろば21(<u>第36条</u>・<u>第37条</u>)</p> <p>第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関</p> <p>第1款 東部地域振興事務所(<u>第38条</u>・<u>第39条</u>)</p> <p>第2款～第10款 略</p> <p>第7節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和新時代創造本部</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">政策戦略監</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交流人口拡大本部</td> <td style="text-align: center;">観光交流局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域づくり推進部</td> <td style="text-align: center;"><u>スポーツ振興局</u> 中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p>	令和新時代創造本部	政策戦略監	交流人口拡大本部	観光交流局	略		地域づくり推進部	<u>スポーツ振興局</u> 中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局	略		<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 総務部の所管に属する機関</p> <p>第1款 公文書館(第29条—<u>第32条</u>)</p> <p>第2款 県税事務所(<u>第33条</u>・<u>第34条</u>)</p> <p>第3款 人権ひろば21(<u>第35条</u>・<u>第36条</u>)</p> <p>第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関</p> <p>第1款 東部地域振興事務所(<u>第37条</u>—<u>第39条</u>)</p> <p>第2款～第10款 略</p> <p>第7節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">交流人口拡大本部</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">観光交流局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域づくり推進部</td> <td style="text-align: center;">中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p>	交流人口拡大本部	観光交流局	略		地域づくり推進部	中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局	略	
令和新時代創造本部	政策戦略監																		
交流人口拡大本部	観光交流局																		
略																			
地域づくり推進部	<u>スポーツ振興局</u> 中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局																		
略																			
交流人口拡大本部	観光交流局																		
略																			
地域づくり推進部	中山間・地域交通局 中山間振興統括本部 文化財局																		
略																			

部局	部内局	課	課内室等
令和新时代創造本部	政策戦略監	新時代・ エスディー・ SDGs 推進課	
		総合統括課	
		広報課	
		女性活躍推進課	
		統計課	
	略		
総務部		略	
		情報政策課	次世代戦略室
略			
地域づくり推進部		略	
		文化政策課	
	スポーツ振興局	スポーツ課	
		関西ワールドマスターズゲームズ推進課	
中山間・地域交通局	中山間地域政策課		
	略		
略			
生活環境部		環境立県推進課	星空環境推進室
		低炭素社会推進課	
		略	
		緑豊かな自然課	
		略	

部局	部内局	課	課内室等
令和新时代創造本部		新時代創造課	
		政策調整課	
		広報課	
		女性活躍推進課	
		統計課	
略			
総務部		略	
		情報政策課	県庁デジタルイノベーション戦略室
略			
地域づくり推進部		略	
		文化政策課	
		スポーツ課	
中山間・地域交通局		中山間地域政策課	
		略	
略			
生活環境部		環境立県推進課	次世代エネルギー推進室 星空環境推進室
		略	
		略	
		緑豊かな自然課	みどりの愛護のつどい推進室
		略	

	略
略	

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)
 第6条の2 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

エスディージーズ
 政策戦略監新時代・SDGs推進課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 地方創生の推進の総括に関すること。
- (4) 県政におけるSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)に係る施策の総括に関すること。
- (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (6) 統轄監の秘書に関すること。
- (7) 本部の連絡調整に関すること。
- (8) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)
- (9) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

政策戦略監総合統括課

- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の統括に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。

	略
略	

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)
 第6条の2 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

新時代創造課

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 地方創生の推進の総括に関すること。
- (4) 統轄監の秘書に関すること。
- (5) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (6) 本部の連絡調整に関すること。
- (7) 本部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)
- (8) その他本部内他課の所掌に属しないこと。

政策調整課

- (1) 知事会議に関すること。
- (2) 国への提案・要望の総合調整に関すること。
- (3) 他の都道府県との連携に関すること。
- (4) 国土形成計画に関すること。
- (5) 高速鉄道整備に係る総合調整に関すること。

(4) 国土形成計画に関すること。

(5) 高速鉄道整備に係る統括に関すること。

広報課～統計課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～行政監察・法人指導課 略

情報政策課

(1)～(7) 略

(8) 鳥取県版Society5.0（政府が提唱するSociety5.0（仮想空間と現実空間とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をいう。）の理念にのっとり、本県が提唱する社会をいう。）の実現のための施策の推進に関すること。

行財政改革局人事企画課～総合事務センター物品契約課 略

(地域づくり推進部各課の所掌事務)

第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課～文化政策課 略

スポーツ振興局スポーツ課

(1)～(4) 略

(5) ねんりんピックに関すること。

(6) 略

(7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

スポーツ振興局関西ワールドマスターズゲームズ推進課

ワールドマスターズゲームズ2021関西に関すること。

中山間・地域交通局中山間地域政策課～文化財局とっとり弥生の王国推進課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(4) 略

広報課～統計課 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～行政監察・法人指導課 略

情報政策課

(1)～(7) 略

行財政改革局人事企画課～総合事務センター物品契約課 略

(地域づくり推進部各課の所掌事務)

第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課～文化政策課 略

スポーツ課

(1)～(4) 略

(5) 略

中山間・地域交通局中山間地域政策課～文化財局とっとり弥生の王国推進課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課

(1)～(4) 略

(5) 鉱業権に関すること。

(6) エネルギー対策に関すること。

(7) 新エネルギーの普及及び推進に関すること。

(8) 環境教育に関すること。

(9) 環境活動の推進に関すること。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

低炭素社会推進課

- (1) 地球温暖化対策に関すること。
- (2) エネルギー対策に関すること。
- (3) 新エネルギーの普及及び推進に関すること。
- (4) 環境教育に関すること。
- (5) 環境活動の推進に関すること。
- (6) 環境管理システムに関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 鉱業権に関すること。

衛生環境研究所・循環型社会推進課 略
緑豊かな自然課

- (1)～(6) 略
- (7) 都市緑化の推進に関すること。
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館～くらしの安心局水環境保全課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課～経営支援課 略
農地・水保全課
(1)～(10) 略

(11) 農業用ため池に関すること。
農業振興戦略監とっとり農業戦略課～水産振興局水産課 略

(職制及び職務)

第16条 略
2 略

- (10) 環境管理システムに関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 地球温暖化対策に関すること。
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

衛生環境研究所・循環型社会推進課 略
緑豊かな自然課

- (1)～(6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 第30回全国「みどりの愛護」のつどいに関すること。

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館～くらしの安心局水環境保全課 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課～経営支援課 略
農地・水保全課
(1)～(10) 略

農業振興戦略監とっとり農業戦略課～水産振興局水産課 略

(職制及び職務)

第16条 略
2 略
3 第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実

3 略

4 略

5 略

6 第1項の規定により置く令和新時代創造本部政策戦略監の長は政策戦略監とし、農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。

7 略

8 略

9 略

10 略

11 危機管理情報官を危機管理局に置き、災害又は危機管理に係る情報の収集及び提供の統括に関する事務をつかさどる。

12～16 略

17 関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長を地域づくり推進部に置き、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局の庶務に関する事務をつかさどる。

18 略

19 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課～農林局東伯農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1)～(6) 略

(7) 農業用ため池に関すること。

農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課・農林局西部農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1)～(7) 略

(8) 農業用ため池に関すること。

施本部事務総長は、知事を補佐し、第30回全国「みどりの愛護」のつどいに係る県の施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

4 略

5 略

6 略

7 第1項の規定により置く農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。

8 略

9 略

10 略

11 略

12～16 略

17 スポーツ振興監を地域づくり推進部に置き、スポーツ振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

18 第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長を生活環境部に置き、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局の庶務に関する事務をつかさどる。

19 略

20 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課～農林局東伯農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1)～(6) 略

(7) 県営農業農村整備事業に関すること。

農林局林業振興課 略

第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農林業振興課・農林局西部農業改良普及所 略

農林局地域整備課

(1)～(7) 略

(所掌事務)

第32条 公文書館は、鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例第2条第1項に規定する歴史公文書等（以下「歴史公文書等」という。）に関連する調査研究を行うため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 県史編さん事業の成果、収集した歴史資料等の利活用に関すること。

(7) 略

第33条 削除

(内部組織)

第89条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県米子児童相談所	相談課 <u>判定課</u> 一時保護課

(内部組織及び所掌事務)

第108条 略

2 略

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興課・鳥取農業改良普及所 略
地域整備課

(1)～(5) 略

(6) 農業用ため池に関すること。

八頭事務所農林業振興課・八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(職制及び職務)

第156条 略

2～9 略

(所掌事務)

第32条 公文書館は、鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例第2条第1項に規定する歴史公文書等（以下「歴史公文書等」という。）に関連する調査研究を行うため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 県史編さんに関すること。

(7) 略

(内部組織)

第33条 公文書館に県史編さん室を置く。

(内部組織)

第89条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略	
鳥取県米子児童相談所	相談課 <u>判定保護課</u>

(内部組織及び所掌事務)

第108条 略

2 略

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興課・鳥取農業改良普及所 略
地域整備課

(1)～(5) 略

八頭事務所農林業振興課・八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(職制及び職務)

第156条 略

2～9 略

10 大山開山1300年祭鳥取県本部長を西部総合事務所に置き、大山開山1300年祭に係る県の取組の総合調整に関する事務をつかさどる。

11 大山開山1300年祭鳥取県副本部長を西部総合事務所に置き、大山開山1300年祭鳥取県本部長を補

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課
略	
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ振興局スポーツ課
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	
略	
略	健康医療局医療政策課
鳥取県地域医療対策協議会	
略	
鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所福祉保健局健康支援課
略	

2 略

佐する。

12 大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長を西部総合事務所に置き、大山開山1300年祭鳥取県本部の庶務をつかさどる。

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課
鳥取県内水面利用調整委員会	行政監察・法人指導課（水産振興局水産課が担当する事務を除く。）
	水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関することに限る。）
略	
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ課
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	
略	
略	健康医療局医療政策課
鳥取県地域医療対策協議会	
鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会	
略	
鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所福祉保健局健康支援課
鳥取県新鳥取県史編さん委員会	公文書館
略	

2 略

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、知事の事務部局の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の職の設置について定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、<u>本部長</u>、局長、所長、理事監、会計管理者、次長、参事監、<u>政策戦略監</u>、原子力安全対策監、文化振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、業務適正化推進本部事務局長、<u>関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局長</u>、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、<u>危機管理情報官</u>、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、知事の事務部局の職員（臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の職の設置について定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、<u>第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長</u>、部長、局長、所長、理事監、<u>大山開山1300年祭鳥取県本部長</u>、<u>第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長</u>、会計管理者、次長、参事監、<u>本部長</u>、原子力安全対策監、文化振興監、<u>スポーツ振興監</u>、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、<u>大山開山1300年祭鳥取県副本部長</u>、<u>大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長</u>、業務適正化推進本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学</p>

<p>専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
---	---

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第7項</u>の規定により置かれる次長、<u>同条第9項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第10項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第11項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、同条第12項</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、<u>同条第8項</u>の規定により置かれる次長、<u>同条第10項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第11項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、同条第12項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第16</p>

<p>の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第16項の規定により置かれる文化振興監並びに同条第19項の規定により置かれる経済産業振興監 (2)～(5) 略</p>	<p>項の規定により置かれる文化振興監、同条第17項の規定により置かれるスポーツ振興監並びに同条第20項の規定により置かれる経済産業振興監 (2)～(5) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) 略 (14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項第3号及び第4号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっては、上席の職員とする。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。 (15)～(20) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(13) 略 (14) 会計担当職員 組織規則第16条第8項第3号及び第4号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含み、これらの職員のいない課にあっては、上席の職員とする。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。 (15)～(20) 略</p>

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																																																																																																																							
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>特別職非常勤職員</u> <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる職に属する職員をいう。</u></p> <p>(22) <u>会計年度任用職員</u> <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。</u></p> <p>(23) <u>臨時的任用職員</u> <u>地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員をいう。</u></p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p> <p>(1)～(20) 略</p>																																																																																																																																																																							
<p>別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）</p> <p>一般の事務に係る事務処理権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">事項 内容</th> <th colspan="8">事務処理権限の区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決権者</th> <th colspan="4">委任決裁権者</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>会計担当職員</th> <th>地方機関の長</th> <th>副知事</th> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> <th>地方機関の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12">略</td> </tr> <tr> <td>三組</td> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>組織及び人事管理に関する事務</td> <td>13 当該所属における特別職非常勤職員の採用のための選考の実施</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 当該所属における会計年度任用職員の採用のための競争試験又は選考の実施（知事が別に定めるものを除く。）</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 当該所属における臨時的任用職員の任用のための選考の実施（知事が別に定めるものを除く。）</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>		種類	事項 内容	事務処理権限の区分								知事	専決権者			委任決裁権者						部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長	略												三組	略											組織及び人事管理に関する事務	13 当該所属における特別職非常勤職員の採用のための選考の実施			○							○		14 当該所属における会計年度任用職員の採用のための競争試験又は選考の実施（知事が別に定めるものを除く。）			○							○		15 当該所属における臨時的任用職員の任用のための選考の実施（知事が別に定めるものを除く。）			○							○	<p>別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）</p> <p>一般の事務に係る事務処理権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">事項 内容</th> <th colspan="8">事務処理権限の区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決権者</th> <th colspan="4">委任決裁権者</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>会計担当職員</th> <th>地方機関の長</th> <th>副知事</th> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> <th>地方機関の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12">略</td> </tr> <tr> <td>三組</td> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>組織及び人事管理に関する事務</td> <td>13 当該所属における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（専門委員及び人事関係事務手続き要領（昭和49年3月28日付発人第95号）3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員を除く。）の任免及び給与の決定</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 当該所属における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用職員（任用期間が1</td> <td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>		種類	事項 内容	事務処理権限の区分								知事	専決権者			委任決裁権者						部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長	略												三組	略											組織及び人事管理に関する事務	13 当該所属における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（専門委員及び人事関係事務手続き要領（昭和49年3月28日付発人第95号）3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員を除く。）の任免及び給与の決定			○							○		14 当該所属における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用職員（任用期間が1			○							○
種類	事項 内容			事務処理権限の区分																																																																																																																																																																					
		知事	専決権者			委任決裁権者																																																																																																																																																																			
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長																																																																																																																																																														
略																																																																																																																																																																									
三組	略																																																																																																																																																																								
組織及び人事管理に関する事務	13 当該所属における特別職非常勤職員の採用のための選考の実施			○							○																																																																																																																																																														
	14 当該所属における会計年度任用職員の採用のための競争試験又は選考の実施（知事が別に定めるものを除く。）			○							○																																																																																																																																																														
	15 当該所属における臨時的任用職員の任用のための選考の実施（知事が別に定めるものを除く。）			○							○																																																																																																																																																														
種類	事項 内容	事務処理権限の区分																																																																																																																																																																							
		知事	専決権者			委任決裁権者																																																																																																																																																																			
			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長																																																																																																																																																														
略																																																																																																																																																																									
三組	略																																																																																																																																																																								
組織及び人事管理に関する事務	13 当該所属における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（専門委員及び人事関係事務手続き要領（昭和49年3月28日付発人第95号）3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員を除く。）の任免及び給与の決定			○							○																																																																																																																																																														
	14 当該所属における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用職員（任用期間が1			○							○																																																																																																																																																														

16	当該所属における特別職非常勤職員に係るもので次に掲げるもの (一) 任免及び給与の決定 (二) 給与の支出に伴う法定控除 (三) 略		○								○
17	略										
18	略										
19	1から18までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○									
略											
七 補 助金及び会計に関する事務	2 会計に関する事務 (一) 略 (二) 本庁における会計に関する事務 (1)~(7) 略 (8) 物品の不用の決定及び処分 (9)~(12) 略										○
略											

月未満の者に限る。)の任免及び給与の決定											
15	当該所属における非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの (一) 給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除 (二) 略		○								○
16	略										
17	略										
18	1から17までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○									
略											
七 補 助金及び会計に関する事務	2 会計に関する事務 (一) 略 (二) 本庁における会計に関する事務 (1)~(7) 略 (8) 廃棄することが適当な物品の不用の決定及び処分 (9)~(12) 略										○
略											

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																				
<p>(条例第15条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第8条の2 条例第15条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第15条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 略</p> <p>別表（第3条の6関係）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="11">職員の給料表</th> </tr> <tr> <th>行政 職給 料表</th> <th>公安 職給 料表</th> <th>教育 職給 料表 (1)</th> <th>教育 職給 料表 (2)</th> <th>研究 職給 料表</th> <th>医療 職給 料表 (1)</th> <th>医療 職給 料表 (2)</th> <th>医療 職給 料表 (3)</th> <th>海事 職給 料表</th> <th>任期 付職 員の 採用 等 に 関 す る 条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表</th> <th>任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 1 項 の 給 料 表</th> <th>任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 2 項 の 給 料 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3級</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3級</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員の給料表											行政 職給 料表	公安 職給 料表	教育 職給 料表 (1)	教育 職給 料表 (2)	研究 職給 料表	医療 職給 料表 (1)	医療 職給 料表 (2)	医療 職給 料表 (3)	海事 職給 料表	任期 付職 員の 採用 等 に 関 す る 条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 2 項 の 給 料 表	略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略	略	第5	略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>(条例第15条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第8条の2 条例第15条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第15条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から<u>起算して1箇月以内</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 略</p> <p>別表（第3条の6関係）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="11">職員の給料表</th> </tr> <tr> <th>行政 職給 料表</th> <th>公安 職給 料表</th> <th>教育 職給 料表 (1)</th> <th>教育 職給 料表 (2)</th> <th>研究 職給 料表</th> <th>医療 職給 料表 (1)</th> <th>医療 職給 料表 (2)</th> <th>医療 職給 料表 (3)</th> <th>海事 職給 料表</th> <th>任期 付職 員の 採用 等 に 関 す る 条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表</th> <th>任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 1 項 の 給 料 表</th> <th>任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 2 項 の 給 料 表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3級</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>3級</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職員の給料表											行政 職給 料表	公安 職給 料表	教育 職給 料表 (1)	教育 職給 料表 (2)	研究 職給 料表	医療 職給 料表 (1)	医療 職給 料表 (2)	医療 職給 料表 (3)	海事 職給 料表	任期 付職 員の 採用 等 に 関 す る 条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 2 項 の 給 料 表	略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略	略	第5	略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略
区分		職員の給料表																																																																																																			
	行政 職給 料表	公安 職給 料表	教育 職給 料表 (1)	教育 職給 料表 (2)	研究 職給 料表	医療 職給 料表 (1)	医療 職給 料表 (2)	医療 職給 料表 (3)	海事 職給 料表	任期 付職 員の 採用 等 に 関 す る 条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 2 項 の 給 料 表																																																																																									
略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																									
第5	略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																									
区分	職員の給料表																																																																																																				
	行政 職給 料表	公安 職給 料表	教育 職給 料表 (1)	教育 職給 料表 (2)	研究 職給 料表	医療 職給 料表 (1)	医療 職給 料表 (2)	医療 職給 料表 (3)	海事 職給 料表	任期 付職 員の 採用 等 に 関 す る 条 例 第 7 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 1 項 の 給 料 表	任期 付研 究員 の採 用等 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 2 項 の 給 料 表																																																																																									
略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																									
第5	略	略	略	3級	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																									

号				(管 理職 手当 支給 区分 が特 4種、 5種 又は 特6 種の 職を 占める 者が 属する 場合に 限る。)											
略															

備考 略

様式第5号（第6条関係）

（表面）

略

（裏面）

備考

退職した職員の注意事項

1・2 略

3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当の支給に関する規則第10条第2項に定める所定の期限までに公共職業安定所に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

任命権者の記載心得 略

様式第8号（第10条関係）

略

備考

1 略

2 ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が4年を超えるときは、最大限4年間まで認められるものである。

3 略

附 則
(施行期日)

号				(管 理職 手当 支給 区分 が特 4種 又は 5種 の職 を占 める 者が 属す る場 合に 限る。)											
略															

備考 略

様式第5号（第6条関係）

（表面）

略

（裏面）

備考

退職した職員の注意事項

1・2 略

任命権者の記載心得 略

様式第8号（第10条関係）

略

備考

1 略

2 ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

3 略

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第10条第2項の規定は、新規則第6条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布の日（以下「公布日」という。）以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式により作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める様式として使用することができる。

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

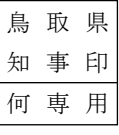
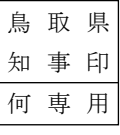
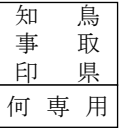
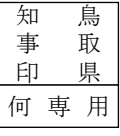
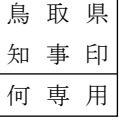
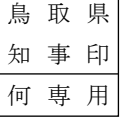
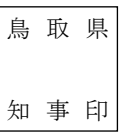


令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略					略				
2 専用知事印 第1号 第2号 第3号 第4号		27ミリメートル平方	主務課長 機関の長		2 専用知事印 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号		27ミリメートル平方	主務課長 機関の長	
		27ミリメートル平方	主務課長 機関の長	縦書きの文書用			27ミリメートル平方	主務課長 機関の長	縦書きの文書用
		15ミリメートル平方	主務課長 機関の長	携帯用 手帳、 免許証 その他 政策法 務課長 が適 当と認 めるもの			15ミリメートル平方	主務課長 機関の長	携帯用 手帳、 免許証 その他 政策法 務課長 が適 当と認 めるもの
		長方形 縦 6 ミリ メー トル 横 9 ミリ メー トル	政策法 務課長	免許証 類の書 換承認 用及び 一般文 書訂正 用			長方形 縦 6 ミリ メー トル 横 9 ミリ メー トル	政策法 務課長	免許証 類の書 換承認 用及び 一般文 書訂正 用
					第5号		長方形 縦 4	消防防 災課長	危険物 取扱者

第5号					鳥取県 知事印	10ミリメートル平方	消防防災課長	危険物取扱者免状及び消防設備士免状用	鳥取県 知事印	ミリメートル 横 18 ミリメートル	保安講習及び消防設備士講習の修了認定用
	鳥取県 知事印	10ミリメートル平方	消防防災課長	危険物取扱者免状及び消防設備士免状用							
略											
15の2 分任出納員 印 第1号 第2号	鳥取県何所 (機関名)分任出納員印	18ミリメートル平方	分任出納員		鳥取県何所 (機関名)分任出納員 何専用	18ミリメートル平方	分任出納員		鳥取県何所 (機関名)分任出納員 何専用	18ミリメートル平方	分任出納員
	鳥取県何所 (機関名)分任出納員 何専用	18ミリメートル平方	分任出納員								
略											
15の2 企業出納員 印 第1号	鳥取県何所 (機関名)企業出納員印	18ミリメートル平方	企業出納員		鳥取県何所 (機関名)分任出納員 何専用	18ミリメートル平方	分任出納員		鳥取県何所 (機関名)分任出納員 何専用	18ミリメートル平方	分任出納員
	鳥取県何所 (機関名)企業出納員印	18ミリメートル平方	企業出納員								
略											

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令の施行のために必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

鳥取県訓令第2号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第4条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（<u>第2及び第3に掲げる職員を除く。</u>）の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">1～15 略</p> <p>16 免職（地方公務員法第22条の規定による<u>条件付採用</u>の期間にある職員が、当該期間（延長した場合は当該延長した期間を含む。）においてその職務を良好な成績で遂行しなかったため、免職する場合）</p> <p style="padding-left: 2em;">地方公務員法第22条の規定による<u>条件付採用</u>の期間中その職務を良好な成績で遂行しなかったため免職する</p> <p style="padding-left: 2em;">17～57 略</p> <p>第2 一般職の職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に限る。</u>）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。</u>）の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">1～15 略</p> <p>16 免職（地方公務員法第22条第1項の規定による<u>条件付採用</u>の期間にある職員が、当該期間（延長した場合は当該延長した期間を含む。）においてその職務を良好な成績で遂行しなかったため、免職する場合）</p> <p style="padding-left: 2em;">地方公務員法第22条第1項の規定による<u>条件付採用</u>の期間中その職務を良好な成績で遂行しなかったため免職する</p> <p style="padding-left: 2em;">17～57 略</p> <p>第2 一般職の職員（<u>非常勤職員に限る。</u>）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p>
<p>(ア) 職名又は職種名と</p>	<p>(ア) 職名又は職種名と</p>

<p><u>会計年度任用職員</u> (……)に任命する 報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき) <u>(給料月額)</u> ……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は 17日以内(1週間の 勤務時間は<u>30時間</u>以 内)とする。<u>(任用期 間は……年……月… …日までとする)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 給与改定(給与の 額を変更する場合) 報酬月額(報酬日 額)(報酬額勤務1 回につき)(報酬額 勤務1時間につき) <u>(給料月額)</u> ……円を給する</p> <p>4 略</p> <p>第3 一般職の職員(<u>地 方公務員法第22条の3 の規定その他の法律の 規定により臨時的に任 用する職員(以下「臨 時的任用職員」とい う。)</u>に限る。)の場合</p> <p>1 採用</p> <p>(ア) 職名又は職種名と する。(地方公務員の 育児休業等に関する法 律第6条第1項の規定 により採用される職員 (同項第2号に掲げる 臨時的任用に係るもの に限る。以下「育休代 替職員」という。)の 場合には「(…)(育休</p>	<p>する。</p> <p>非常勤職員(……) に任命する 報酬月額(報酬日 額)(報酬額勤務1 回につき)(報酬額 勤務1時間につき)</p> <p>……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は 17日以内(1週間の 勤務時間は<u>29時間</u>以 内)とする</p> <p>2 略</p> <p>3 給与改定(給与の 額を変更する場合) 報酬月額(報酬日 額)(報酬額勤務1 回につき)(報酬額 勤務1時間につき)</p> <p>……円を給する</p> <p>4 略</p> <p>第3 一般職の職員(<u>臨 時的任用職員</u>に限 る。)の場合</p> <p>1 採用</p> <p>(ア) 職名又は職種名と する。(地方公務員の 育児休業等に関する法 律第6条第1項の規定 により採用される職員 (同項第2号に掲げる 臨時的任用に係るもの に限る。以下「育休代 替職員」という。)の 場合には「(…)(育休</p>	<p>する。</p> <p>……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は 17日以内(1週間の 勤務時間は<u>29時間</u>以 内)とする</p> <p>2 略</p> <p>3 給与改定(給与の 額を変更する場合) 報酬月額(報酬日 額)(報酬額勤務1 回につき)(報酬額 勤務1時間につき)</p> <p>……円を給する</p> <p>4 略</p> <p>第3 一般職の職員(<u>臨 時的任用職員</u>に限 る。)の場合</p> <p>1 採用</p> <p>(ア) 職名又は職種名と する。(地方公務員の 育児休業等に関する法 律第6条第1項の規定 により採用される職員 (同項第2号に掲げる 臨時的任用に係るもの に限る。以下「育休代 替職員」という。)の 場合には「(…)(育休</p>	<p>する。</p> <p>……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は 17日以内(1週間の 勤務時間は<u>29時間</u>以 内)とする</p> <p>2 略</p> <p>3 給与改定(給与の 額を変更する場合) 報酬月額(報酬日 額)(報酬額勤務1 回につき)(報酬額 勤務1時間につき)</p> <p>……円を給する</p> <p>4 略</p> <p>第3 一般職の職員(<u>臨 時的任用職員</u>に限 る。)の場合</p> <p>1 採用</p> <p>(ア) 職名又は職種名と する。(地方公務員の 育児休業等に関する法 律第6条第1項の規定 により採用される職員 (同項第2号に掲げる 臨時的任用に係るもの に限る。以下「育休代 替職員」という。)の 場合には「(…)(育休</p>
---	---	---	---

<p>……職……級に決定する ……号給を給する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>(イ) ……を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとする</p> <p>2 期間更新（任用期間を更新する場合） ……年……月……日まで任用期間を更新する 任用期間満了後は更新しない</p> <p>3 略</p> <p><u>4</u> 略 第4 略 第5 特別職の職員（第4に掲げる職員を除く。）</p> <p>1 任命</p> <p>(ア) 非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する</p>	<p>代替）」とする。）</p> <p>(イ) 職名とする。</p> <p>○育児代替職員の場合を除く。</p> <p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>	<p><u>日給……円を給する</u></p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>(イ) ……を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとする</p> <p>2 期間更新（任用期間を更新する場合） ……年……月……日まで任用期間を更新する 任用期間満了後は更新しない</p> <p>3 略</p> <p><u>4 給与改定（給与の額を変更する場合）</u> <u>日給……円を給する</u></p> <p><u>5</u> 略 第4 略 第5 特別職の職員（第4に掲げる職員を除く。）</p> <p>1 任命</p> <p>(ア) 非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する</p>	<p>代替）」とする。）</p> <p>○採用前提の臨時的任用職員（臨時的任用職員のうち、職員の採用試験に合格し又は選考による採用が決定している職員をいう。）の場合には「……職……級……号給相当額を給する」とする。</p> <p>○採用前提の臨時的任用職員の場合に限る。</p> <p>(イ) 職名とする。</p> <p>○育児代替職員及び採用前提の臨時的任用職員の場合を除く。</p> <p>○採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員の場合に限る。</p> <p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>
---	---	--	--

……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は 17日以内（1週間の 勤務時間は <u>30時間</u> 以 内）とする 2～10 略	……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は 17日以内（1週間の 勤務時間は <u>29時間</u> 以 内）とする 2～10 略
---	---

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。